

公調委平成20年（フ）第1号 山口県周南市地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件

**裁 定**

（当事者の表示省略）

主 文

本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

**第1 事件関係人の申立て**

1 申請人

処分庁が申請人に対し平成20年4月9日付けでした採石権存続期間の更新決定申請棄却処分を取り消すとの裁定を求める。

2 処分庁

主文同旨の裁定を求める。

**第2 事案の概要**

本件は、申請人が、処分庁に対し、採石法（以下「法」という。）28条に基づき別紙物件目録記載の4筆の土地（以下「本件各土地」という。）に設定された採石権の存続期間を20年間更新するとの決定を求める申請をしたところ、処分庁が同申請を棄却する処分をしたため、これを不服として、当該処分の取消しを求めた事案である。

1 前提となる事実（認定に用いた証拠は、当該事実の末尾に掲記する。）

(1) 申請人は、採石業等を目的とする株式会社であり、本件各土地につき、当時の土地所有者との間で昭和63年4月14日付けで存続期間20年とする採石権を設定した。（甲7の1～4、乙6の2～5、6の19）

(2) 本件各土地は、現在、A（申請人代表取締役）、B（同取締役）、C（同）、D、E、F及びGの7名が共有しており、上記7名は親族関係にある。（甲4、7の1～4、乙6の2～5）

- (3) D, E, F及びGの4名(以下、この4名を「反対者ら」という。)を代表するDは、申請人に対し、平成19年11月22日付けで「通知書」を送付し、「申請人との採石権設定契約存続期間が平成20年4月14日までとなり、期間満了後は建物及び地上の定着物を撤去して(本件各土地を)明け渡していただく。」旨を通知した。(甲1)
- (4) また、反対者らは、代理人を通じてA及びBに対し、平成19年12月14日付けで「申入書」を送付し、「平成20年4月13日をもって申請人の採石権の有効期限が満了するが、反対者らとしては、前記期間満了後は申請人のために本件各土地に採石権を設定する考えはない。反対者らは、採石権が設定されている土地及びその周辺の土地について、共有物分割の請求をしたいと考えるので、共有物分割に関する協議に応じていただけるかどうかを平成19年12月25日までに書面で回答されたい。」旨を伝えた。(甲2, 乙6の8, 7の30)
- (5) A及びBの代理人は、反対者らに対し、同月25日付けで「FAXご連絡」を送付し、「申入書記載内容については依頼者ら(A及びB)と検討中であり、同日までに回答できないことについて了承願いたい。この点は、追って、回答させていただく。」旨を伝えた。(甲3, 乙7の32)
- (6) 申請人と反対者らとの間で、本件各土地における採石権の存続期間更新に関する協議は成立していない。(乙3)
- (7) 申請人は、処分庁に対し、平成20年1月9日付けで、法28条に基づき本件各土地に設定された採石権の存続期間を20年更新するとの決定を求める申請(以下「本件申請」という。)をした。(乙6の1)
- (8) 処分庁は、同年2月20日、法30条(法17条)に基づく意見聴取会を開催し、申請人及び反対者らからの意見聴取を行った上、同年4月9日付けで、概要、次のア～ウの理由により本件申請を棄却するとの処分(以下「本件処分」という。)をした。

なお、処分庁は、法29条1項各号所定の場合に該当しないことを前提として上記の判断を行ったものである。（甲6，乙1，3，審理の全趣旨）

ア 本件各土地に設定された採石権の存続期間が同月13日に満了するため、反対者らからA及びBに対し、平成19年12月14日付けで「採石権の有効期限満了後は採石権を設定する考えがない」旨を伝え、また、「採石権が設定されている土地及びその周辺の土地の分割協議の申入れ」をしたが、A及びBの代理人は同月25日付けで「現在、依頼者らと検討中であり、結論を出すまで暫く時間的猶予を頂きたい」旨の回答をした。その後、両者間で、採石権に関する更新協議及び分割協議等はされていない。

申請人としては、採石権の存続期間を更新するための話を土地共有者とすべきであったが、反対者らとの間に他の係争案件等もあることから、採石権の存続期間更新に関する協議をしていない。

イ また、申請人から提出された採石法施行規則（以下「施行規則」という。）

11条に基づく報告書によると、採石生産量は約8万トンで、内訳は道路用、コンクリート用に販売されている。

一方、公共工事請負金額の推移は、中国地域では平成17年が9793億円、平成18年が9497億円と減少しており、全国でも平成17年が13兆3000億円、平成18年が12兆1000億円と減少している。他方、山口県の岩石採取場及び採石生産量は、平成17年が145採取場で1194万トン、平成18年が135採取場で1024万トンであり、全国の岩石採取場及び採石生産量をみると、平成17年が3250採取場で3億5400万トン、平成18年が3226採取場で3億2100万トンであって、必要かつ十分な採石が確保されている。このため、岩石資源の大幅な供給不足が生じるおそれはない。

ウ このように、採石権の存続期間更新に関する協議がなされておらず、また、採石の大幅な供給不足が生じている等の特段の事情がなく、本件各土

地以外における採石の供給が可能な状況下において、採石権の存続期間の強制更新によってまで岩石採取をすることは、土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性があると認めることはできない。

## 2 争点及び争点に対する事件関係人の主張

- (1) 法29条1項各号所定の場合に該当しないときに、同項に規定されない要件を加重し、加重された要件が満たされていないことを理由として本件申請を棄却した本件処分には、処分庁の裁量権を逸脱した違法があるか。

### 【申請人の主張】

ア 処分庁は、本件処分に当たり、法29条1項各号所定の場合に該当しないことを前提としながら、「採石の大幅な供給不足が生じている等の特段の事情」、「土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性」という要件を加重して判断している。

しかし、法は、土木建築用、工業用等各方面に用途を有する重要な地下資源である岩石を有効に開発するために制定されたものである。法28条は、採石業が、岩石の賦存状況により長期のものになると100年以上も継続されることがあり、かつ、相当の設備施設を必要とするが、採石権の存続期間更新が不可能となると、これらの設備施設の有効な転用は不可能で、採石業の実態に沿わなくなることにかんがみ、経済産業局長に対する採石権の存続期間更新決定（以下「更新決定」という。）の申請を可能としたものである。このような法の趣旨及び採石業の実態からすれば、更新決定の判断に関する経済産業局長の裁量権の範囲は極めて制限的であることが要請され、同局長は、法29条1項各号所定の場合に該当したときのみ更新決定をしてはならず、同項各号所定の場合に該当しないときには原則として更新決定をしなければならないと解すべきである。

したがって、同項各号所定の場合に該当しないことを前提としつつ、「採石の大幅な供給不足が生じている等の特段の事情」、「土地所有者が被る

不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性」との要件を加重して本件申請を棄却した本件処分には、処分庁の裁量権を逸脱した違法がある。

イ また、処分庁は、上記アの「採石の大幅な供給不足が生じている等の特段の事情」という要件について、1、2年程度の事業予測等に基づき、かかる事情はないと判断している。しかし、採石業がバブル経済崩壊後の経済活動の低迷、環境面からの社会的要請によるリサイクル骨材の活用等の要因による需要の低迷に直面する一方、高度成長期を中心とする時期以降に建設されたコンクリート構造物の更新時期が順次到来することが見込まれ、海砂利採取制限の強化、新たな採取場確保難等の問題も生じる中で、今後の優良な骨材の長期安定的確保を図ることは重要であるから、更新決定の要件に関する判断は、長期的かつ経済的な視野に立って行われるべきである。しかるに、処分庁の上記判断は、上記の法の趣旨を没却するものであり、不相当である。

加えて、処分庁は、上記アの「土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性」という要件について、「土地所有者が被る不利益」について何ら具体的に明らかにすることなく「社会公共の利益及び必要性」と比較衡量して判断しているが、この点も不相当である。

したがって、上記アの加重要件がいずれも満たされていないと判断した本件処分には、処分庁の裁量権を逸脱した違法がある。

#### 【処分庁の主張】

ア 法28条の更新決定の制度は、採石権の強制設定の制度（法12条）と同様、岩石が社会資本の整備を目的とする公共事業等に必要不可欠の資源であることから、岩石資源の不足により社会資本の整備に支障を来すことのないように、その需要を賄うに足る供給を確保するために設けられたのであるが、この制度は契約自由の原則に対する重大な例外というべきものであり、採石権の存続期間を更新される土地所有者の所有権を著しく制

限することになるものである。そのため、更新決定の判断は、私権に制限を加える側面を有すること、岩石採取に伴う災害を防止する必要があること、他面で採石業の健全な発展が公共の福祉の増進に寄与するものであることを総合的に勘案してなされるべきある。

そうすると、法29条1項各号所定の場合に該当しないときであっても、経済産業局長は、上記法の趣旨目的の合理的解釈の範囲内において、更新決定の判断につき裁量権があると解すべきである。すなわち、例えば、岩石資源の大幅な供給不足が生じ、災害復旧等の大規模公共工事の実施に重大な支障が生じる等の特段の事情がない状況の下で、当該土地以外における採石業の実施によっても岩石資源の供給確保が可能な状況にあるなど、当該土地における採石業の実施が公共の福祉の積極的増進に寄与するとは認められない場合には、同項各号所定の場合に該当しないときでも、その裁量により、更新決定を行わないことができるというべきである。

したがって、本件処分が、同項各号所定の場合に該当しないことを前提としつつ、「採石の大幅な供給不足が生じている等の特段の事情がないこと」、「土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性が認められないこと」を更新決定の可否に関する判断要素としたことについて、処分庁に裁量権の逸脱はない。

イ 申請人は、採石による砕石事業を営むところ、過去5年間程度の全国・中国地域・山口県の砕骨材の需給動向は別紙砕骨材の需給動向記載のとおりであり、今後の砕骨材の需給関係について岩石資源の大幅な供給不足が生じるおそれはないと考えられるから、「採石の大幅な供給不足が生じている等の特段の事情がない」と認定することができる。

また、更新決定が行われると、申請人と土地所有者との間で採石権の存続期間更新に関する協議が整ったものとみなされ、行政庁が土地所有者の意思に反して特定の採石業者に土地に対する私法上の権原を与えることに

なり、土地所有者の所有権に著しい制限を加える結果となるのであるから、土地所有者が不利益を被ることは明らかである。

したがって、本件処分が、上記アの判断要素について、「採石の大幅な供給不足が生じている等の特段の事情がない」、「土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性が認められない」として本件申請を棄却したことについて、処分庁に裁量権の逸脱はない。

- (2) 本件処分には、処分理由の1つである「採石権の存続期間更新に関する協議がなされていない」との事実について、事実誤認の違法があるか。

**【申請人の主張】**

処分庁は、「採石権の存続期間更新に関する協議がなされていないこと」を本件処分の理由の1つとする。

しかし、申請人並びにその代表取締役及び取締役ら（A、B、C）は、反対者らとの間で平成7年以降多数の訴訟が係属し、何事についても交渉や協議による解決が不可能な状況にあった。このような状況下において、反対者らから平成19年11月22日付け通知書で申請人に対して、本件各土地につき採石権の存続期間更新拒絶、明渡等の請求がなされ、同月26日に開催された申請人定時株主総会でも、Dから採石権の存続期間更新拒絶の発言がなされ、その後、反対者らが代理人を通じて、同年12月14日付け申入書で最終的に本件各土地の採石権存続期間満了後の採石権設定の意思はない旨明確に通知したのである。申請人は、本件各土地以外に採石代替地を有さず、採石権の存続期間更新が拒絶されれば企業存続が不可能となる以上、反対者らと協議をする意思が存しないということはある得ない。仮に反対者らから確定的かつ一方的な更新拒絶通知を受けても、申請人がさらに採石権の存続期間更新のための協議を申し入れる必要があるというのは、あまりにも形式的で、無意味である。

したがって、申請人と反対者らとの間で採石権の存続期間更新に関する

協議が成立していないとしても、「協議がなされていない」のではなく、再三にわたる反対者らからの更新拒絶通知等を受けて「協議することができなかつた」ものであり、本件処分には事実誤認の違法がある。

#### 【処分庁の主張】

経済産業局長が法の規定に基づき更新決定をするに当たっては、更新決定が土地所有者の意思に反しその私権に重大な制限を加えかねないことも十分考慮して、厳格な手続により判断すべきである。そして、法28条及び施行規則7条は、協議が成立しなかつた場合に限り、一定の要件の下で更新決定の申請ができる旨規定するのであるから、更新決定を申請する者が土地所有者と合意形成に向けて真摯な協議を行ったか否かという客観的事実は、更新決定の適否に関する重要な判断要素と解すべきである。

本件において、申請人は、反対者らとの間で以前から紛争があることを前提としても、反対者らとの協議を行う努力をすべきところ、反対者らから採石権の存続期間更新拒絶の通知、共有物分割協議の申入れ等があつたにもかかわらず、一度も合意形成に向けた交渉・協議を行っていない。この経緯からすれば、申請人は、反対者らとの間に多数の訴訟が係属していることを理由として協議を怠つたものであり、「協議することができなかつた」のではなく協議をする意思がなかつたものと判断せざるを得ない。

したがって、「協議がなされていない」ことを処分理由の1つとした本件処分に事実誤認の違法はない。

### 第3 裁定委員会の判断

- 1 争点(1) (法29条1項各号所定の場合に該当しないときに、同項に規定されない要件を加重し、加重された要件が満たされていないことを理由として本件申請を棄却した本件処分には、処分庁の裁量権を逸脱した違法があるか。) について

- (1) 申請人は、経済産業局長は法29条1項各号所定の場合に該当したときに

のみ更新決定をしてはならず、同項各号所定の場合に該当しないときは原則として更新決定をしなければならないとの解釈に基づき、同項各号所定の場合に該当しないことを前提としつつ、「採石の大幅な供給不足が生じている等の特段の事情」、「土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性」という要件を加重して本件申請を棄却した本件処分には、処分庁の裁量権を逸脱した違法がある旨主張する。

そこで検討すると、法28条が更新決定の制度を定める趣旨は、岩石が社会資本の整備を目的とする公共事業等に必要不可欠の資源であることから、岩石資源の供給不足により社会資本の整備に支障を来すことのないように、その需要を賄うに足りる供給を確保する必要があるところ、採石業は、岩石の賦存状況により長期のものになると100年以上も継続されることがあり、かつ、相当の設備施設を必要とするところ、採石権の存続期間の更新が不可能であると、これらの設備施設の有効な転用は不可能で、採石業の実態に沿わないことになるので、採石権の存続期間更新について土地所有者との協議が不能又は整わないときは、経済産業局長に対し更新決定の申請をする道を開いたというものである。しかしながら、他方、この制度は、契約自由の原則に対する重大な例外というべきものであって、採石権の存続期間を更新される土地の所有権を著しく制限することになるのであるから、更新決定は、法29条1項各号所定の場合に該当しないときであっても、かかる土地所有権の制限を正当化し得るに足りる必要がある場合に限り容認されると解すべきである。すなわち、岩石資源の需給が逼迫し、当該地域の岩石製品市場の需要を賄うに足りる供給量を確保し得ない状況にあるか、又は、近い将来にこれを確保し得なくなる蓋然性が相当高度な状況にあって、土地の所有権を制限してでも岩石資源を確保することが社会公共の利益の観点から必要である場合に限って、更新決定が肯認されるというべきである。

上記の法の趣旨からすると、同項各号所定の場合に該当しないときにおい

ては、原則として更新決定がなされなければならないとする申請人の解釈は到底採用することができず、経済産業局長としては、土地所有権の制限を正当化し得るに足りる必要がある場合であるかどうか、すなわち、「岩石資源の需給が逼迫し、当該地域の岩石製品市場の需要を賄うに足りる供給量を確保し得ない状況にあるか、又は、近い将来にこれを確保し得なくなる蓋然性が相当高度な状況にあって、土地の所有権を制限してでも岩石資源を確保することが社会公共の利益の観点から必要である場合」であるかどうかを判断して更新決定の可否を決定するのが相当と解すべきである。

してみると、本件処分に掲げられた「採石の大幅な供給不足が生じている等の特段の事情」、「土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性」については、「岩石資源の需給が逼迫し、当該地域の岩石製品市場の需要を賄うに足りる供給量を確保し得ない状況にあるか、又は、近い将来にこれを確保し得なくなる蓋然性が相当高度な状況にあって、土地の所有権を制限してでも岩石資源を確保することが社会公共の利益の観点から必要である場合」と同趣旨に理解することができるのであり、処分庁がこれらの点を更新決定に関する判断要素として本件処分を行ったことに何ら裁量権の逸脱はないというべきであって、本件処分に申請人の上記主張の違法は認められない。

(2) 次に、申請人は、「採石の大幅な供給不足が生じている等の特段の事情」、「土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性」との要件がいずれも満たされていないと判断した本件処分には、処分庁の裁量権を逸脱した違法がある旨主張する。

ア(7) 証拠及び審理の全趣旨（認定に用いた証拠等は、当該事実の末尾に掲記する。）によれば以下の事実が認められ、これらの認定を覆すに足りる証拠はない。

a 申請人による採石の状況

申請人は、採石による砕石事業を営むものであるところ、申請人が処分庁に提出した施行規則 11 条に基づく報告書によれば、申請人の砕石生産量は約 8 万トンで、道路用、コンクリート用に販売されている。また、平成 20 年 2 月 20 日に処分庁が開催した意見聴取会の際、申請人は年間 6 万 6 0 0 0 トン程度の砕石を採取、出荷していると述べている。（甲 6，乙 1，3，7 の 14・15）

b 全国・中国地域・山口県における岩石の供給状況

(a) 岩石の採取場数は、全国・中国地域・山口県ともに平成 14 年から平成 18 年までの 5 年間で毎年減少している。具体的には、全国では平成 14 年に 3 7 2 8 採取場であったが平成 18 年には 3 2 2 6 採取場となり、中国地域では平成 14 年に 5 5 5 採取場であったが平成 18 年には 4 4 1 採取場となり、山口県では平成 14 年に 1 6 1 採取場であったが平成 18 年には 1 3 5 採取場となっている。（施行規則 11 条に基づく報告を集計した結果による。乙 8 の 1～5）

(b) 砕骨材・石材・工業用原料を合計した生産数量は、全国・中国地域で平成 14 年から平成 18 年までの 5 年間で毎年減少し、山口県では平成 14 年から平成 16 年まで毎年減少し、平成 17 年にいったん増加したものの平成 18 年には再び減少している。具体的には、全国では平成 14 年が約 5 億 6 1 8 9 万トンであったが平成 18 年には約 3 億 2 0 5 2 万トンとなり、中国地域では平成 14 年が約 5 0 9 3 万トンであったが平成 18 年には約 3 5 5 4 万トンとなり、山口県では平成 14 年に約 1 3 3 6 万トンであったが平成 17 年には約 1 1 9 4 万トン、平成 18 年には約 1 0 2 4 万トンとなっている。（施行規則 11 条に基づく報告を集計した結果による。乙 8 の 1～5）

(c) 砕石の生産量は、平成14年から平成18年までの5年間で、全国では平成18年にやや増加したが全体としては減少傾向であり、中国地域では毎年減少し、山口県では平成15年にいったん増加したもののその後毎年減少している。具体的には、全国では平成14年に約3億1423万トンであったが平成18年には約2億6502万トンとなり、中国地域は平成14年に約2974万トンであったが平成18年には約2347万トンとなり、山口県では平成14年に約640万トン、平成15年に約702万トンであったが平成18年には約512万トンとなっている。（砕石統計年報による。乙9の1～5）

(d) 砕石の出荷量は、平成14年から平成18年までの5年間で、全国・中国地域ともに毎年減少し、山口県では平成15年にいったん増加したもののその後毎年減少している。具体的には、全国では平成14年に約3億1296万トンであったが平成18年には約2億6327万トンとなり、中国地域では平成14年に約2941万トンであったが平成18年には約2348万トンとなり、山口県では平成14年が約640万トン、平成15年が約703万トンであったが平成18年には約505万トンとなっている。（砕石統計年報による。乙9の1～5）

(e) 平成14年から平成18年までの5年間における砕骨材の年間平均生産量は、中国地域では約2115万トンであり、山口県では約397万トンである。

また、砕骨材の残生産可能年数（平成18年時点における残生産可能量を平成14年から平成18年までの5年間の平均生産実績量で除したもの）は、中国地域においては37年程度は確保されており、山口県では約28年である。（岩石採取計画認可申請書及び施

行規則 11 条に基づく報告書を取りまとめたものによる。乙 5，審理の全趣旨)

c 全国・中国地域・山口県における岩石の需要状況

(a) 公共工事の請負金額は，平成 15 年から平成 19 年までの 5 年間で全国・中国地域・山口県とも減少しており，全国では平成 15 年が約 1 兆 1 7 5 7 億円であるが平成 19 年には約 1 兆 9 2 7 0 億円となり，中国地域では平成 15 年が約 1 兆 2 1 8 4 億円であるが平成 19 年には約 8 6 8 6 億円となり，山口県では平成 15 年が約 2 3 6 5 億円であるが平成 19 年には約 1 9 1 7 億円となっている。(乙 10 の 1～52，乙 11 の 1～60，審理の全趣旨)

(b) 建設投資額は，平成 15 年から平成 19 年までの 5 年間で全国・中国地域・山口県とも平成 15 年から平成 17 年までは毎年減少し，平成 18 年にいったん増加したものの平成 19 年には再び減少している。具体的には，全国で平成 15 年が約 5 兆 3 6 8 8 0 億円であったが，平成 18 年には約 5 兆 1 8 6 0 0 億円，平成 19 年には約 4 兆 6 7 0 0 億円となり，中国地域では平成 15 年が約 3 兆 4 2 8 1 億円であったが，平成 18 年には約 3 兆 1 5 0 0 億円，平成 19 年には約 3 兆 0 1 0 0 億円となり，山口県では平成 15 年が約 6 7 2 4 億円であったが，平成 18 年には約 6 5 4 0 億円，平成 19 年には約 6 2 2 0 億円となっている(ただし，平成 18 年以降は見込額)。(乙 12 の 1 の 1・2，乙 12 の 2)

d 全国・中国地域・山口県における骨材(砕石)及び生コンクリートの需給動向・在庫状況

平成 18 年 4 月から本件処分直前である平成 20 年 4 月までの需給動向指数は，骨材(砕石)について全国が 2.6～2.8 で「均衡」，中国地域が 2.4～2.8，山口県が 2.1～2.9 でいずれも「均

衡」又は「やや緩和」で推移し、生コンクリートについて全国が2.7～3.0で「均衡」、中国地域が2.5～3.0、山口県が2.2～2.8でいずれも「均衡」又は「やや緩和」で推移している。

また、上記期間における骨材（碎石）の在庫状況指数は、全国が1.9～2.0、中国地域が1.8～2.0、山口県が1.6～2.0でいずれも「普通」で推移している（生コンクリートの在庫状況は調査対象外のため数値がない。）。

以上のように、上記期間においては、骨材（碎石）等の需給動向、在庫状況ともに大きな変化はない。（以上、乙13の1～25、審理の全趣旨）

- (イ) 上記の諸事実を総合すると、過去5年程度において、岩石の採取・生産及び需要は、公共工事等の減少に伴い全国、中国地域及び山口県でいずれも明らかな減少傾向にあること、その結果、直近の2年間における骨材（碎石）や生コンクリートの需給関係は「均衡」ないし「やや緩和」、骨材（碎石）の在庫状況は「普通」であって、需給関係の逼迫や在庫の品不足が生じる状況になく、その状況は大きく変化していないこと、砕骨材の残生産可能年数は、中国地域では37年程度は確保され、山口県でも28年程度確保されていることが、それぞれ認められる。

そうすると、「岩石資源の需給が逼迫し、当該地域の岩石製品市場の需要を賄うに足りる供給量を確保し得ない状況にあるか、又は、近い将来にこれを確保し得なくなる蓋然性が相当高度な状況」が存在するとは到底言えず、申請人の本件各土地における採石権の存続期間の更新がなされなければ、現在又は近い将来の碎石の供給が確保し得ない状況になるとは考え難いから、「土地の所有権を制限してでも岩石資源を確保することが社会公共の利益の観点から必要である場合」であるとは認められない。すなわち、「採石の大幅な供給不足が生じている等の特段の事

情」がなく、「土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性」があると認めることはできないとした処分庁の判断に、裁量権の逸脱があるとは言えないものである。

(ウ) したがって、本件処分に申請人の上記主張の違法があるとは認められない。

イ これに対し、申請人は、「採石の大幅な供給不足が生じている等の特段の事情」という要件について、処分庁が1, 2年程度の事業予測等に基づいて判断した点は、長期的かつ経済的な視野に立って更新決定に関する判断を行うべきであるとの法の趣旨を没却するもので、不相当である旨主張する。しかし、上記アのとおり、過去5年程度の統計数値によっても「採石の大幅な供給不足が生じている等の特段の事情」がないことは明らかであり、この認定を覆すに足りる証拠はないから、処分庁が本件処分の理由として摘示した需給状況等のデータが平成17年及び平成18年のものに過ぎないとしても、結論において「採石の大幅な供給不足が生じている等の特段の事情」はないと判断したことが不相当であるとは認められない。

また、申請人は、「土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性」という要件について、「土地所有者が被る不利益」について何ら具体的に明らかにすることなく「社会公共の利益及び必要性」と比較衡量して判断した点も不相当である旨主張する。しかし、更新決定が行われると、行政庁が土地所有者の意思に反して特定の採石業者に当該土地に対する私法上の権原を与えることになり、土地所有者の所有権に著しい制限が加えられるのであるから、土地所有者が不利益を被ることは明らかであり、処分庁が本件処分を判断するに当たり、それ以上に「土地所有者が被る不利益」を具体的に指摘すべき必要性があるとは認められない。

したがって、申請人の上記主張はいずれも理由がない。

2 争点(2) (本件処分には、処分理由の1つである「採石権の存続期間更新に関

する協議がなされていない」との事実について、事実誤認の違法があるか。) について

申請人は、申請人と反対者らとの間で採石権の存続期間更新に関する協議が行われていないとしても、「協議がなされていない」のではなく、再三にわたる反対者らからの更新拒絶通知等を受けて「協議することができなかった」ものであり、本件処分には事実誤認の違法がある旨主張する。

しかし、上記1のとおり、更新決定は、法29条1項各号所定の場合に該当しないときにおいて、土地所有権の制限を正当化し得るに足りる必要がある場合に限り容認され、かかる必要がある場合かどうかは「岩石資源の需給が逼迫し、当該地域の岩石製品市場の需要を賄うに足りる供給量を確保し得ない状況にあるか、又は、近い将来にこれを確保し得なくなる蓋然性が相当高度な状況にあつて、土地の所有権を制限してでも岩石資源を確保することが社会公共の利益の観点から必要である場合」かどうかによって判断されるのであるから、更新決定の申請者と土地所有者との間で協議が成立していない理由のいかんは、原則として上記の必要性の判断に関係しない事情であると考えられる。

本件についても、上記1のとおり、本件申請に係る採石権の存続期間更新について、土地所有権の制限を正当化し得るに足りる必要が認められないと判断されており、申請人と反対者らとの間に協議が成立していないことが申請人の怠慢によるのか、やむを得ない事情によるのかは、上記の判断を左右しないことが明らかである。

したがって、処分庁が、処分の理由の1つに「採石権の存続期間更新に関する協議がなされていない」ことを掲げた点は、判断の根拠として不要な事実を記載したものとして不適切ではあるが、本件処分を取り消すべき違法性があるとまではいえず、本件処分に申請人の上記主張の違法は認められない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件処分に関し、申請人主張のような処分庁の裁量権逸脱又

は事実誤認の違法は認められない。

#### 第4 結論

よって、本件処分の取消しを求める申請人の本件裁定申請は理由がないから棄却することとし、裁定委員会全員一致の意見により、主文のとおり裁定する。

平成20年12月24日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 大 内 捷 司

裁定委員 大 坪 正 彦

裁定委員 辻 通 明

(別紙省略)

